

奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第十九号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号。以下「退職手当条例」という。）第十八条第二項（同項の規定の例によることとされている場合を含む。）の規定により人事委員会が行う口頭で意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与に関する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（口頭で意見を述べる意思の有無の確認等）

第二条 人事委員会は、退職手当条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、退職手当条例第十八条第二項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、当事者は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができることを教示しなければならない。

（意見陳述の機会の通知の方式）

第三条 人事委員会は、前条第一項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる旨の申立てがあった場合には、意見陳述の機会を行うべき期日までに相当な期間において、当事者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 一 予定される処分内容及び根拠となる退職手当条例の条項
- 二 処分の原因となる事実
- 三 意見陳述の機会の期日及び場所
- 四 意見陳述の機会に関する事務を所掌する人事委員会の組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、意見陳述の機会の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出できることを教示しなければならない。

3 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を人事委員会事務局の所在地の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（意見陳述の機会の期日等の変更）

第四条 当事者は、やむを得ない理由がある場合においては、前条第一項の規定により通知された意見陳述の機会の期日又は場所の変更を人事委員会に申し出ることができる。

2 人事委員会は、前項の申出により又は職権で、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、第六条第四項に規定する当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者（その時までと同条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けた者に限る。）及び第七条に規定する参考人に通知しなければならない。

（代理人）

第五条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。

（参加人）

第六条 第八条の規定により意見陳述の機会を主宰する者（以下「主宰者」という。）

は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該処分の根拠となる退職手当条例に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係

人」という。）に対し、当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを求め、又は当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを許可することができる。

2 関係人は、前項の許可を受けようとするときは、意見陳述の機会の期日の一週間前までに、その氏名、住所及び当該意見陳述の機会に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を主宰者に提出するものとする。

3 主宰者は、第一項の許可又は当該許可を拒否する処分をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

4 第一項の規定により当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

5 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

（参考人）

第七条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下に「参考人」という。）に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

（意見陳述の機会の主宰等）

第八条 意見陳述の機会は、人事委員会が指名する委員が主宰する。

2 前項の指名は、第三条第一項の通知の時までに行うものとする。

3 主宰者に事故があるとき又は主宰者が欠けたときは、人事委員会は、速やかに、他の委員の中から新たに主宰者を指名しなければならない。

（意見陳述の機会の期日における審理の方式）

第九条 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、退職手当管理機関（退職手当条例第十一条第二号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）の職員に、予定される処分内容及び根拠となる退職手当条例の条項並びにその原因となる事実を意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て退職手当管理機関の職員に対し質問を發することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに

出頭することができる。

4 当事者又は参加人は、前項の許可を受けようとするときは、意見陳述の機会の期日の一週間前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出するものとする。ただし、第十四条第二項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

5 主宰者は、第三項の許可又は当該許可を拒否する処分をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

6 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

7 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関の職員に対し説明を求めることができる。

8 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行うことができる。

9 意見陳述の機会の期日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（意見陳述の機会の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第十条 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者が当該意見陳述の機会に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の期日における審理の秩序を維持するため、当該審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（意見陳述の機会の期日における審理の公開）

第十一条 人事委員会は、第九条第九項の規定により意見陳述の機会の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、意見陳述の機会の期日及び場所を人事委員会事務局の所在地の掲示場に掲示し、併せて当事者及び参加人（その時までに第六条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けた者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書等の提出)

第十二条 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見陳述の機会の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(陳述書の記載事項)

第十三条 陳述書には、提出する者の氏名、住所、意見陳述の機会の件名及び当該意見陳述の機会に係る処分の原因となる事実その他当該事案に対する意見を記載するものとする。

(続行期日の指定)

第十四条 主宰者は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の意見陳述の機会の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第三条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

4 第四条第一項から第三項までの規定は、第二項の規定により通知された意見陳述の機会の期日又は場所の変更について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条第二項」と、同項から同条第三項までの規定中「人事委員会」とあるのは「主宰者」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

第十五条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第十二条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見陳述の機会の期日に出頭しない場合

には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第十二条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込まないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会を終結することとすることができる。

（その他）

第十六条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会の付与に関する手続その他必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。